

■ 「富山市エコタウン地区地域環境計画」における環境目標値

[環境目標値とは]

環境目標値とは、平成 14 年度に策定している「富山市エコタウン地区地域環境計画」で、エコタウン地区とその周辺の生活環境を保全、監視するために実施する環境調査の目標値のことである。

環境目標値における評価基準は、A、B の 2 段階で評価を行うこととしている。A 評価については周辺環境において問題なく操業している状態といえるが、B 評価については周辺環境において状態が悪化している傾向にある。

そのため、B 評価については、その要因を分析し、市と事業者とで協議を行い改善策を考える必要がある。

環境目標値に対する評価基準値は以下のとおりである。

表 環境目標値に対する評価基準

環境要素	監視項目	監視基準	モニタリング結果の評価	
			A	B
大気汚染	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	二酸化窒素 (98%値) : 0.04~0.06ppm のゾーン内またはそれ以下 二酸化窒素 (年平均値) : 0.016ppm 以下 二酸化硫黄 (2%除外値) : 0.04ppm 以下 二酸化硫黄 (年平均値) : 0.020ppm 以下 浮遊粒子状物質 (2%除外値) : 0.10mg/m ³ ※監視基準値目安を追加する。 年平均値以外はすべて 1 日平均値	二酸化窒素 98%値 0.06ppm 以下、年平均値 0.016ppm 以下 二酸化硫黄 2%除外値 0.04ppm 以下、年平均値 0.020ppm 以下 浮遊粒子状物質 2%除外 値 0.10mg/m ³ 以下	二酸化窒素 98%値 0.06ppm を超え、年平均 値 0.016ppm を超える 二酸化硫黄 2%除外値 0.04ppm を超え、年平均 値 0.020ppm を超える 浮遊粒子状物質 2%除外 値 0.10mg/m ³ を超える
騒音	施設供用時 騒音レベル	朝 65 デシベル以下 昼 70 デシベル以下 夕 65 デシベル以下 夜 63 デシベル以下	すべての監視基準を満足	いずれかの監視基準値を 満足しない
振動	施設供用時 振動レベル	55 デシベルを超えないこと	55 デシベル以下	55 デシベルを超える
悪臭	悪臭	臭気濃度 10 以下 (大部分の住民が日常生活において感知しない程度)	臭気濃度 10 以下	臭気濃度 10 を超える

■「富山市エコタウン地区地域環境計画」における排出目標値

富山市エコタウンではエコタウン事業を開始するにあたり、地元住民の安全と安心を第一と考えるとともに周辺地区との環境共生を目的とした「富山市エコタウン地区地域環境計画」を、地元住民及びエコタウン進出事業者の意見を聴きながら、平成14年度に策定しました。

[排出目標値とは]

排出目標値とは、平成14年度に策定している「富山市エコタウン地区地域環境計画」で、事業者から排出される汚染物質や騒音、振動、悪臭などの目標値のことです。

(排出目標値は、法律等で定められる規制基準値よりも厳しい値で設定されています。)

事業者は、環境保全に関する協定書及び富山市エコタウン地区地域環境計画により、排出目標値に対しての評価を行うため年2回程度の頻度を定めて測定を行い、その結果を市に報告することになっています。

排出目標値における評価基準は、AからCの3段階で評価を行うこととしています。A評価については排出項目において問題なく操業している状態と言えますが、C評価に向かうにつれて排出項目において操業の状態が悪化している傾向にあると言えます。

そのため、C評価については、事業者が自らその要因を分析し、市と協議を行い改善策を講じることとしています。

排出目標値に対する評価基準値は以下のとおりになります。

表 排出目標に対する評価基準

項目	対象施設	排出目標値	規制基準値	モニタリング結果の評価				
				A	B	C		
大気汚染	二酸化硫黄	高温炭化炉/低温炭化装置	K値 1.87	K値 2.34	K値 1.87 未満	K値 1.87 以上 2.34 未満	K値 2.34 以上	
		アルミニウム溶解炉						
	二酸化窒素	マイクロガスタービン	K値 1.87	設備規模が規制対象以下により基準値なし	K値 1.87 未満	K値 1.87 以上	—	
		温水ボイラー						
		高温炭化炉/低温炭化装置	200ppm		250ppm	200ppm 未満	200ppm 以上 250ppm 未満	250ppm 以上
		アルミニウム溶解炉	144ppm		180ppm	144ppm 未満	144ppm 以上 180ppm 未満	180ppm 以上
マイクロガスタービン	70ppm	70ppm 未満	70ppm 以上	—				
温水ボイラー	150ppm	150ppm 未満	150ppm 以上	—				

		プラスチック油化設備	180ppm	設備規模が規制対象以下により基準値なし	180ppm 未満	180ppm 以上	—
ばいじん		高温炭化炉/低温炭化装置	0.12g/Nm ³	0.15g/Nm ³	0.12g/Nm ³ 未満	0.12g/Nm ³ 以上 0.15g/Nm ³ 未満	0.15g/Nm ³ 以上
		アルミニウム溶解炉	0.08g/Nm ³	0.10g/Nm ³	0.08g/Nm ³ 未満	0.08g/Nm ³ 以上 0.10g/Nm ³ 未満	0.10g/Nm ³ 以上
塩化水素		高温炭化炉/低温炭化装置	560mg/Nm ³	700mg/Nm ³	560mg/Nm ³ 未満	560mg/Nm ³ 以上 700mg/Nm ³ 未満	700mg/Nm ³ 以上
		アルミニウム溶解炉					
ダイオキシン類		高温炭化炉/低温炭化装置	4.0ng-TEQ/Nm ³	5.0ng-TEQ/Nm ³	4.0ng-TEQ/Nm ³ 未満	4.0ng-TEQ/Nm ³ 以上 5.0ng-TEQ/Nm ³ 未満	5.0ng-TEQ/Nm ³ 以上
		アルミニウム溶解炉	0.8ng-TEQ/Nm ³	1.0ng-TEQ/Nm ³	0.8ng-TEQ/Nm ³ 未満	0.8ng-TEQ/Nm ³ 以上 1.0ng-TEQ/Nm ³ 未満	1.0ng-TEQ/Nm ³ 以上
一酸化炭素		高温炭化炉/低温炭化装置	80ppm	100ppm	80ppm 未満	80ppm 以上 100ppm 未満	100ppm 以上
硫化水素		脱硫塔	16ppm	20ppm	16ppm 未満	16ppm 以上 20ppm 未満	20ppm 以上
アンモニア		脱硫塔	160ppm	200ppm	160ppm 未満	160ppm 以上 200ppm 未満	200ppm 以上
水質汚濁	下水	pH	5.8～8.6	5 を超え 9 未満	5.8～8.6	5 を超え 5.8 未満または 8.6 を超え 9 未満	5 以下または 9 以上
		BOD	480mg/l	600mg/l	480mg/l 未満	480mg/l 以上 600mg/l 未満	600mg/l 以上
		SS	480mg/l	600mg/l	480mg/l 未満	480mg/l 以上 600mg/l 未満	600mg/l 以上
	雨水	SS	120mg/l	—	120mg/l 未満	120mg/l 以上	—
		油分	油膜が認められないこと	—	油膜が認められない	油膜が認められる	—
騒音	昼間		70dB	工業専用地域につき規制基準なし	70dB 未満	70dB 以上	—
	朝夕		65dB	工業専用地域につき規制基準なし	65dB 未満	65dB 以上	—
	夜間		63dB	工業専用地域につき規制基準なし	63dB 未満	63dB 以上	—
振動	昼間		65dB	工業専用地域につき規制基準なし	65dB 未満	65dB 以上	—
	夜間		60dB	工業専用地域につき規制基準なし	60dB 未満	60dB 以上	—
悪臭	アンモニア	生ごみ処理棟等	1ppm	2ppm	1ppm 未満	1ppm 以上 2ppm 未満	2ppm 以上
	臭気		周辺の人の多数が不快を感じないと認められる程度	周辺の人の多数が不快を感じないと認められる程度	臭気濃度 10 以下	—	臭気濃度 10 を超える